

平成11年 8月30日
出納局長 決定

改正 平成26年 7月 3日、平成28年 4月 1日、令和元年 7月12日

特定調達契約等に関する苦情の処理手続の解釈・運用について
このことについて、平成 8年北海道告示第1337号(特定調達契約等に関する苦情の処理手続)の解釈・運用を次のとおり定める。

記

第 1 (目的等) 関係

- 1 2の(2)の「提供を行うことが可能であった者」とは、調達手続への参加に関心を有し、又は有していた者で、次に掲げる者が含まれるものであること。
 - (1) 入札に参加した者(提供を行った者を除く。)
 - ア 一般競争入札に参加した者
 - イ 指名競争入札に参加した者
 - ウ 随意契約手続に何らかの対応をした者
 - (2) 入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者
 - ア 調達手続に違反があったため入札に参加しなかった者
 - イ 調達機関が指名競争入札又は随意契約を行ったため、参加できなかった者
 - ウ 入札参加資格手続において参加を認められなかった者
 - (3) 入札手続(随意契約を含む。)に間接的に参加する者
 - ア 入札参加者が輸入代理店又は販売代理店である場合には、調達する製品の製造元又はサービスの供給元である内外企業(外国企業又は調達における技術要件に関する事項に利害関係を有する者)
 - イ 入札手続において、仕様書の作成等に協力した者
- 2 この手続において文書等の提出が郵便又は信書便の送付により行われる場合にあっては、当該文書等の投函と同日にファクシミリ等で送付することを奨励するものであること。

第 4 (苦情への参加) 関係

「利害関係を持つすべての供給者」の解釈

特定調達契約等に関する苦情の処理手続は法律に基づくものではないので、参加の要件として訴訟上の利害関係を有することを求めているのではなく、調達手続について何らかの利害関係を有していれば足りるものであること。

第 5 (苦情の検討の手続) 関係

- 1 3に基づく苦情申立の却下については、10日間では判断困難なこともあり得るので、「申立て後10日(道の休日を算入しない。)」以内に却下することを基本原則とするが、個別事情に応じあくまで例外的措置として「申立て後10日(道の休日を算入しない。)」を超えた場合も却下することができるものであること。
- 2 5の(1)の「正当な理由があると認める場合」とは、次のような場合をいうものであること。
 - (1) 天災に起因する場合
 - (2) 人為による異常な災害に起因する場合等その責めに帰することができない理由に起因する場合
 - (3) 調達機関の信義則に反する行為(不作為を含む。)に起因する場合
 - (4) その他調達機関の責に帰すべき理由に起因する場合
- 3 8の(4)の「緊急かつやむを得ない状況」の解釈
行政の執行に回復困難な支障が発生する可能性が時間的に切迫しているか又は継続中であるため、当該苦情の検討結果を待つ余裕のない状況をいうものであること。
- 4 9の(14)の「証人」の解釈
裁判における尋問に応ずべき義務のある証人とは異なり、当事者の主張を補足する「参考人」と解するものであること。